

一般社団法人 社会情報学会 会合の開催形式の特例を定める規則

(2021.6.12・理事会決議)

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人社会情報学会に置かれる会議、大会等（以下「会合」という。）について規定する規則等の特例を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本規則が対象とする会合は次の各号の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 会員集会
- (4) 委員会・支部運営会議など
- (5) 学会大会
- (6) シンポジウム・ワークショップ・研究会など
- (7) その他、会長が認める会合

(開催形式の特例)

第3条 会合は、対面形式で開催することを原則とするが、次の各号のいずれかに該当するときは、遠隔・ハイフレックス・メール審議・ウェブ掲載のいずれかの形式により開催することができる。

- (1) 大規模災害その他の不測の事態により、対面形式による会合を開催することが困難であるとき
- (2) 緊急に会合を開催する必要がある場合であって、対面形式による会合を開催することが困難であるとき
- (3) その他会合の長が必要と認めるとき

(オンライン参加者の義務)

第4条 対面形式でない会合におけるオンライン参加者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく会合の録音または録画を行わないこと
- (2) 居室その他これに類する施設において、参加者以外のものが立ち入らないよう必要な措置を講ずること
- (3) 音声及び映像の漏洩を防ぐため必要な措置を講ずること

(規則の改廃)

第5条 この規則の改正は、理事会の議を経て行う。

附則

- 1 この規則は2021年6月12日から施行する。
- 2 この規則の施行前に開催された対面形式でない会合については、この規則の規定により開催したものとみなす。